

令和7年度第2回小牧市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時	令和7年9月1日（月）午前10時～午前10時40分
場 所	小牧市役所 本庁舎3階 301会議室
出 席 者	【委員】 土屋 正富 区長会代表者 船橋 嘉成 区長会代表者 ○深堀 修 区長会代表者 稲垣 幸子 小牧市女性の会 今枝 正 こまき環境市民会議 宇佐美 史夫 小牧市消費生活改善推進委員会 小川 泰子 小牧商工会議所 大野 公大 一般社団法人小牧青年会議所 ◎清水 真 学識経験者 野村 重樹 公募委員 舟橋 精一 公募委員 秋田 重巳 公募委員 馬場 容子 公募委員 ※ ◎会長 ○副会長 【事務局】 渡邊 浩 ごみ政策課長兼ゼロカーボンシティ推進室主幹 宮下 美則 リサイクルプラザ所長 丹羽 誠 ごみ政策課ごみ減量推進係長兼ゼロカーボンシティ推進室専門員 伊藤 将 ごみ政策課収集美化係兼ゼロカーボンシティ推進室主査 多田 匠 ごみ政策課ごみ減量推進係兼ゼロカーボンシティ推進室主事 岡田 康助 ごみ政策課ごみ減量推進係兼ゼロカーボンシティ推進室主事 林口 昌典 株式会社ウエスコ（ごみ処理基本計画策定支援委託業者） 安達 耕平 株式会社ウエスコ（ごみ処理基本計画策定支援委託業者）
欠 席 者	野平 一義 区長会代表者 丹羽 研二 区長会代表者 村瀬 資生 区長会代表者 市岡 信英 尾張中央農業協同組合 高橋 美喜雄 愛知県食品衛生協会 小牧支部 川渕 義隆 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会北尾張支部 清田 啓嗣 株式会社不二屋（ナフコ）
傍 聴 者	0名
配布資料	・次第 ・議事1：小牧市ごみ処理基本計画（素案） ・議事2：小牧市分別収集計画（案） ・報告：小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について

主な内容

1 あいさつ

市民憲章唱和、手持ち資料確認、清水会長あいさつ

2 議事

議事 1：小牧市ごみ処理基本計画（案）について

・議事の資料に基づき事務局より説明。

以下説明内容。

ごみ処理基本計画とは、廃棄物処理法の規定により区域内の一般廃棄物の処理に関し、「一般廃棄物処理計画」として、

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

(2) ごみの排出の抑制ための方策に関する事項

(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(5) ごみの処理施設の整備に関する事項

(6) その他ごみの処理に関し必要な事項 について定めなければならないとされている。

今回のごみ処理基本計画は現行のごみ処理基本計画をベースに、新たに【食品ロス削減推進計画】を組み込んだ計画とし、第1章から第7章までの構成としている。

章ごとの記載内容は以下のとおり。

第1章は計画の目的や位置づけ、計画の期間など、基本的な事項について記載。

新計画では令和8年度から令和17年度を計画期間とし、令和12年度を中間目標年度として計画を策定する。

第2章は7ページから19ページでは本市の現在のごみ処理体制や処理量等について、20ページから25ページでは現行の計画に定めている取組について、実績をまとめている。

26ページから28ページについては現行計画の数値目標に対する達成状況をまとめており、ごみの排出量等から本市の課題等について整理している。

本市の状況としては、すべての数値目標を達成できてはいないものの本市のごみ処理は、ごみ排出量、再資源化率、最終処分量について、愛知県平均や全国平均と比較しても良好な数値となっており、大きな課題はないと考えられた。今回の計画では今後もこの状況を維持するとともに、ごみ処理量・処理経費としての大きなウエイトを持っている焼却量（燃やすしかないごみ排出量）の削減に向けて、さらなるごみ減量化・再資源化の推進をしていく作りとしている。

第3章は基本理念・基本方針について記載しており、それに基づく減量・再資源化目標を記載している。基本理念については現行計画や上位計画である第三次小牧市環境基本計画（改訂版）を踏襲し、「資源循環型社会の実現」とした。また、この基本理念を実現するために【ごみ減量化及び適正処理の推進】、【5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進】及び【柔軟で経済的なごみ処理システムの構築】の3つの基本方針を設定した。

第4章は32ページから37ページでは第3章にて設定した、基本理念を実現する為の施策について記載している。

新しく取り組んでいく施策を「新規」、現在取り組んでいる施策の中でより力を入れていく、推進していくものを「拡充」、その他継続して取り組んでいくものを「継続」としている。この「新規」「拡充」「継続」の項目については現在調整中のため、次回の審議会にて示す予定。

第5章は市内で発生する一般廃棄物のうち市で収集・処理ができないもの等について記載している。

第6章は「食品ロス削減推進計画」となっている。今回の計画からごみ処理基本計画内に「食品ロス削減推進計画」の内容を含むこととした。現行の計画においても食品ロスに関する内容はあるものの具体的な内容についての記載はなく、本市の食品ロスに対する取組はあまり実施されていない現状である。

食品ロスに関する計画を定め、具体的な数値目標や施策等を設定することで、食品ロスの削減だ

けではなく、さらなる燃やすしかないごみの減量化を推進することが目的となる。

内容については食品ロスに関する国や愛知県、本市の状況を整理し、数値目標や食品ロス削減に向けた取組について記載している。

第 7 章は策定したごみ処理基本計画に沿って事業を進めていくための基本的事項を記載している。計画の進捗状況等については年度ごとに確認を行い、内容については当審議会にて報告する。

・質疑応答下記のとおり。

議事 2：小牧市分別収集計画（案）について

・議事の資料に基づき事務局より説明。

以下説明内容。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき策定するものであり、5か年の計画を一期とし、3年ごとの見直しが定められているものである。現計画の計画期間が令和 5 年度からとなっており、今年度で 3 年目となるため本計画を見直すこととした。方針の設定や推計値の算出については、環境省から計画作成のガイドラインが示されており、それに従い算出している。

また、今回の計画からは容器包装廃棄物だけではなく、令和 4 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチックの「製品」、も計画の対象に加え、廃棄物の減量や資源の有効利用による循環型社会の形成を図るだけでなく、温室効果ガスを削減することでカーボンニュートラルの実現につなげていく。

計画の内容について以下のとおり。

1 ページには計画の意義と基本方針について記載している。

本計画の基本方針には大きく 3 つの柱があり、1 つ目は、市民・事業者・市の協働による「5R」の推進である。

市民はごみを発生させないことや減らすことに尽力し、それでもごみを出す際には適正な分別、事業者や市は分別について市民に周知啓発を行い、また、適正に分別されたものを収集及び再資源化を実施することなどそれぞれの役割を自覚し、三者が協力してリフューズ（発生回避）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（くり返し使う）、リペア（修理する）リサイクル（資源として再利用する）、いわゆる、5R に取り組むことでごみの減量化や再資源化を進めることとしている。

2 つ目は、資源循環型社会に対応した効率的な分別収集の推進である。

近年では「製品プラスチック」を「プラスチック製容器包装」と一括で回収し再資源化するなど再資源化可能なものについては再資源化を行い、市民の排出利便性の向上を図りつつ適正な分別の周知啓発を実施していくこととしている。

3 つ目は、環境に配慮したごみ処理システムの推進である。

ごみの分別収集を実施した後、再資源化可能なものは可能な限り再資源化することやエネルギーとして活用することなど、できる限りごみとして処分しないような環境へ配慮したごみ処理を目指すこととしている。

計画期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を対象にしており、令和 10 年度に見直しを実施する予定である。対象品目は「容器包装リサイクル法」に基づく、「スチール缶」、「アルミ缶」、「ガラスびん」、「飲料用の紙パック」、「段ボール」、「雑がみ」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、に加え、「プラスチック資源循環促進法」に基づく「製品プラスチック」を対象としている。

3 ページには各年度の排出量見込みを記載している。現行のごみ処理基本計画の推計値や人口推計などから、対象品目ごとに各年度の排出見込量を算出しており、排出量は、人口が少しずつ減っていく影響もあって、全体としてはこれから減っていくと見込んでいる。

4 ページは排出の抑制のための方策を記載している。

人口減少のほかにさらにごみを減らすために、市の取り組みを大きく 2 つに分けて進めていく。

1 つめは、ごみを捨てる時に必要な情報の啓発についてである。主な内容は分別や適正処理に

関する情報の広報やアプリなどを用いた市民や事業者への啓発、指導としている。

2 つめは、そもそもごみを出さないようにするための方策についてである。ごみの発生抑制のため、市と協定を締結しているリユース事業者の事業の更なる周知を行うなどによる、市民の利用促進を図ることとしています。

5 ページは収集に係る分別の区分について記載している。

6 ページは各年度における処理量の見込みについて記載している。

令和6年度の処理量の実績値から、対象品目ごとに各年度の処理見込量を算出している。

処理量についても排出量と同様に、全体としてはこれから減っていくと見込んでいる。

7 ページは分別収集を実施する者について記載しており、収集に係る分別の区分ごとに収集・運搬、選別・保管の主体者を一覧にしている。

8 ページは分別収集の用に供する施設の整備に関する事項について記載しており、収集に係る分別の区分ごとに収集に使用する容器（袋など）、収集車の種類、中間処理の施設を一覧にしている。

9 ページはその他の分別収集の実施に関する重要な事項について記載している。

本計画に定めはないが、本市としてごみの減量化や分別収集の促進のために特に力を入れている項目を掲載している。主なものとして、審議会での各種施策の審議、ペットボトルを新しいペットボトルに戻す「水平リサイクル」、子ども会や地域団体による集団回収の支援、「燃やすしかないごみ」への名称変更などである。

・質疑応答下記のとおり。議事の内容について承認。

3 報告

目標の達成に向けた取り組み（小牧市ごみ処理基本計画）の進捗状況について

・報告「小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について」の資料に基づき、小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について事務局より説明。質疑応答なし。

・質疑応答について下記のとおり。

議事1 小牧市ごみ処理基本計画（案）について

（舟橋委員）

第6章関連で、家庭から排出される生ごみ等収集の検討や研究については記述しないのか。

また、1 ページに図があるが、市街化区域と市街化調整区域とで、条件やサービスの差異等を設ける考えがあるのか。

（事務局）

昨年度の議会でも同様の質問をいただいたが、生ごみの分別収集計画については費用面や収集方法等多方面にて先行自治体の研究中である。不透明な内容である為、新計画に生ごみの分別収集に関する内容は記載していない。

また、市街化区域と市街化調整区域について収集方法等に差異を設ける予定はない。

議事2 小牧市分別収集計画（案）について

（船橋委員）

計画2 ページにおいて製品プラスチックの表記方法が他とは異なっているが、何か違うのか。

一緒であれば「また、」という表記にしなくてもいいのではないかと思います。

（事務局）

本来、分別収集計画には容器包装廃棄物のみを記載すればよいこととなっているが、本市では令和4年4月の「プラスチック資源循環促進法」の施行を受け、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収していることから、分別収集計画の対象品目としている。

この表記については環境省の作成する分別収集計画の作成例にも則っている。

以上